

## 議員質問への対応調書

整理番号

061204

令和6年 12月定例会	会派名	無所属		担当部	教育委員会事務局
	議員名	坂根 政代		担当課	学校保健給食課
質問・答弁月日	12月13日				
質問形態	一般		各個		追及
質問事項	教職員の働き方改革の促進について (3) 教職員の病気休職・病気休暇の実態と対応について				
<p><b>【質問要旨】</b></p> ストレスチェックの対象を常勤職員のみとしている理由と今後の方針を伺う。					
<p><b>【答弁要旨】</b></p> ストレスチェックの実施対象者としては、市立小・中・義務教育学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、常勤講師としており、常勤職員を対象としたものです。このたび、職場におけるメンタルヘルスへの対策を検討する中で、対象範囲の確認を行ったところ、労働安全衛生法は常勤労働者が50名以上の事業所に対し、年1回以上のストレスチェックを義務付けており、実施対象者は常勤労働者及び常勤労働者の3/4以上の時間勤務する者となっております。今後、該当する非常勤職員にストレスチェックを実施することを検討してまいります。					
<b>【対応方針・進捗状況】</b>		<b>対応済</b>			
<p><b>■対応方針</b></p> 市立小・中・義務教育学校において常勤労働者の3/4以上の時間勤務する者についてもストレスチェックを実施することを検討します。					
<p><b>■進捗状況</b></p> 令和7年度実施分より常勤労働者の3/4以上の時間勤務する者についてもストレスチェックの対象者としてしました。					
更新日： 令和8年1月7日					